

報告第 2 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成 2 5 年 9 月 6 日提出

市川市長 大 久 保 博

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分をする。

市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（別紙）

## 理 由

東京外かく環状道路の建設に伴い、平成25年8月27日から一本松バス停駐輪場の位置を変更する必要があるため、市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をするものである。

平成25年8月9日

市川市長 大 久 保 博

市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 8 月 9 日

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 32 号

市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例（平成 14 年条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

別表 4 の表一本松バス停駐輪場の項中「市川市稲荷木 1 丁目 6 6 3 番 2」を「市川市大和田 2 丁目 3 番 7」に改める。

附 則

この条例は、平成 25 年 8 月 27 日から施行する。